

議案第24号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 3 の表に掲げる各債務者
- 2 債権の内容 債務者らが誤った請求により本市から受領した国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく療養費の返還に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表に掲げる債権の額の合計金2,290,390円及びこれらに対する遅延損害金

	債務者名	住所	債権の額
1	岡本 芳郎	兵庫県姫路市香寺町土師910番地2	金438,866円
2	加藤 順一	大阪府枚方市南中振2丁目38番3号	金1,725,582円
3	原田 幸一	大阪市淀川区西宮原2丁目7番33号 ベルフィードⅡ 307号	金125,942円

- 4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることがで
きる見込みがないため

令和2年2月7日提出

大阪市長 松井 一郎

説明

債務者らが誤った請求により本市から受領した国民健康保険法に基づく療養費の返還に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。